暴力団排除に関する特約

（誓約書の提出）

第１条　乙（受注者をいう。以下同じ。）は、甲が暴力団を利することにならないよう講じる措置に協力するため、乙が暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと等を表明した誓約書を甲（大阪湾広域臨海環境整備センターをいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

２　乙は、本契約の履行に当たり、業務の一部を請け負わせ、又は資材若しくは原材料を調達する場合は、その下請負人又は資材等を調達する相手方（以下「下請負人等」という。）が暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと等を表明した誓約書（別記様式）をそれぞれから徴収し（甲が徴収の必要がないと認める場合を除く。）、その写しを甲に提出しなければならない。

（役員等に関する情報提供）

第２条　甲は、乙及び下請負人等（前条第２項の規定により乙が誓約書を徴収した下請負人等に限る。以下同じ。）が暴力団等に該当しないことを確認するため、乙に対して、乙及び下請負人等の役員等（乙又は下請負人等（乙又は下請負人等が共同企業体であるときは、その構成員）が法人である場合において、その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

２　甲は、乙から提供された前項の情報を乙及び下請負人等が暴力団等に該当しないことを確認するため、警察その他の関係機関に提供し情報を求めることができる。

（契約の解除）

第３条　甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他この契約の履行に伴い締結する契約の締結にあたり、その相手方が第１号から第４号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

２　乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として請負代金額又は業務委託料等の契約金額（契約が単価契約である場合は、契約時における契約期間中の予定数量により見込んだ支払金額の総額とする。）の 100 分の 10 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

３　第１項の規定により、この契約が解除された場合において、甲は、この契約の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

４　第１項の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害を請求することはできない。